



平成 29 年 2 月 13 日

各 位

会 社 名 キリンホールディングス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 磯崎 功典  
(コード番号 2503)  
本社所在地 東京都中野区中野四丁目 10 番 2 号  
問合せ先 グループコーポレートコミュニケーション  
担当ディレクター 藤原 哲也  
(03-6837-7015)

### 役員報酬額改定及び

### 譲渡制限付株式報酬制度（業績条件付）の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、役員（取締役及び監査役）の報酬額改定と共に、新たに譲渡制限付株式報酬制度（業績条件付）（以下、「本制度」といいます。）の導入を決議し、役員報酬額改定に関する議案及び本制度に関する議案を平成 29 年 3 月 30 日開催予定の第 178 回定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）に付議することとしましたので、下記のとおりお知らせします。

#### 記

#### I 役員報酬額改定について

当社の取締役の報酬額は、平成 15 年 3 月 28 日開催の第 164 回定時株主総会において、月額 5,000 万円以内、監査役の報酬額は、平成 18 年 3 月 30 日開催の第 167 回定時株主総会において、月額 900 万円以内としてそれぞれ承認されています。

このたび、当社の企業価値の向上及び株主との価値共有をより一層促進することを目的として、取締役の報酬体系を見直し、社外取締役を除く取締役の報酬と業績との連動性をさらに高めたいと考えます。つきましては、当社の取締役の報酬額を月額から年額に改め、当該報酬額の範囲で社外取締役を除く取締役に対して固定的な基本報酬に加えて賞与を支給することとしたうえで、これまでの支給実績、他社水準及び取締役の員数等も総合的に勘案し、年額 9 億 5,000 万円以内（うち社外取締役分は年額 8,000 万円以内）とすることにつき本株主総会に付議する予定です。なお、社外取締役を除く取締役に対する賞与は、当社が定める連結業績指標の達成度等に応じて支給することとしたいと考えます。社外取締役については、客観的立場から当社及び当社グループ全体の経営に対して監督及び助言を行うという役割に見合うものとするため、2017 年度に係る報酬から、固定的な基本報酬のみを支給します。

また、監査役の報酬額について、これまでの支給実績、他社水準及び監査役の員数等を総合的に勘案し、取締役報酬額の改定に合わせて、年額 1 億 3,000 万円以内とすることにつき本株主総会に付議する予定です。監査役については、客観的立場から取締役の職務の執行を監査するという役割に見合うものとするため、2017 年度に係る報酬から、

固定的な基本報酬のみを支給します。

なお、当社取締役への使用人分給与の支給はありません。

## II 本制度の導入について

### 1. 本制度導入の目的等

#### (1) 本制度の導入目的

取締役と株主との価値共有をより一層促進し、中長期的な企業価値向上に資する報酬体系を構築することを目的として、新たに本制度を導入することを、本株主総会に付議することを決議しました。

#### (2) 本制度の導入条件

本制度においては、社外取締役を除く取締役に対して譲渡制限付株式の割当てのために金銭報酬債権を報酬として支給することとなるため、本制度の導入は、本株主総会において、本制度に係る取締役の報酬額の設定につき株主の承認を得られることを条件とします。なお、本制度に係る取締役の報酬額は、前記 I の役員の報酬額改定に係る取締役の報酬額とは別に設定をお願いするものです。

### 2. 本制度の概要

本制度は、社外取締役を除く取締役（以下、「対象取締役」といいます。）に対して、原則として毎事業年度、譲渡制限付株式を割り当てるために金銭報酬債権を付与し、当該金銭報酬債権を出資財産として会社に現物出資させることで、対象取締役に当社の普通株式を発行又は処分し、これを保有させるものです。当社は、対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」といいます。）を締結し、対象取締役は本割当契約によって交付された株式（以下、「本割当株式」といいます。）を本割当契約に定める一定の期間（以下、「譲渡制限期間」といいます。）中は、自由に譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないものとします（以下、「譲渡制限」といいます。）。また、中期経営計画に掲げる主要な経営指標その他の取締役会が定める指標について、譲渡制限期間の初年度における目標達成度合いに応じて、本割当株式の全部又は一部の譲渡制限を譲渡制限期間が満了した時点で解除するものとし、他方で、譲渡制限が解除されなかった本割当株式は無償で当社が取得する仕組みとします。その他の本制度の運用に関する事項については、指名・報酬諮問委員会での審議のうえ、取締役会において決定します。

対象取締役に支給する金銭報酬債権の総額は、年額 2 億 5,000 万円以内とし、具体的な支給時期及び配分については、指名・報酬諮問委員会での審議のうえ、取締役会で決定するものとします。また、対象取締役が交付を受ける本割当株式の総数は 1 事業年度につき 312,500 株以内とします。1 株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値）等、本制度により当社の普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とされない範囲で、取締役会において決定します。

3. 当社執行役員並びに当社子会社の取締役及び執行役員に対する譲渡制限付株式報酬制度の適用

本株主総会において、本制度の導入について承認されることを条件に、当社の執行役員並びに当社子会社であるキリン株式会社の取締役及び執行役員にも、上記と同様の譲渡制限付株式報酬制度を適用する予定です。

【ご参考】

前記Ⅰの役員の報酬額改定及び前記Ⅱの本制度の導入に関する各議案が本株主総会で承認された場合の取締役及び監査役の報酬額は、以下の図に示すとおりです。

取締役

	現行		改定案
①譲渡制限付株式報酬制度（業績条件付）の報酬額	—	➡	年額 2 億 5,000 万円以内 ※社外取締役は対象外
②基本報酬	月額 5,000 万円以内		年額 9 億 5,000 万円以内 ※社外取締役は賞与廃止
③賞与	株主総会で金額決定		

監査役

	現行		改定案
①基本報酬	月額 900 万円以内	➡	年額 1 億 3,000 万円以内
②賞与	株主総会で金額決定		— ※廃止

前記Ⅰの役員の報酬額改定及び前記Ⅱの本制度の導入に関する各議案が本株主総会で承認可決されることを条件に、当社の新しい役員報酬の方針の内容及び決定方法を以下のとおりとします。

「役員報酬の方針の内容及び決定方法」

- 当社の役員報酬の方針は、以下のとおりとします。
  - 1 当社グループ役員の役割及び職責に相応しい水準であるとともに、業績との連動を重視したものとする。
  - 2 中長期的な企業価値と連動する報酬とし、株主の皆様と価値を共有するものとする。
  - 3 社外取締役が過半数を占める指名・報酬諮問委員会の審議を経ることで、客観性及び透明性を確保する。
- 報酬構成

社外取締役を除く取締役の報酬体系については、固定報酬としての「基本報酬」、短期インセンティブとしての「年次賞与」及び中長期インセンティブとしての「譲渡制限付株式報酬（業績条件付）」から構成され、短期の連結業績達成及び中長期

の企業価値の向上を意識した経営を動機付ける構成とします。なお、社外取締役および監査役の報酬体系については、固定報酬としての「基本報酬」のみの構成とします。

- 業績連動の仕組み

社外取締役を除く取締役に対する業績連動報酬（「年次賞与」及び「譲渡制限付株式報酬（業績条件付）」については、以下の仕組みとします。

「年次賞与」は、当社の連結業績指標及び個人業績評価（取締役会長及び代表取締役社長については連結業績指標のみ）に連動して支給額が決定される仕組みとしています。

「譲渡制限付株式報酬（業績条件付）」は、中期経営計画に掲げる主要な経営指標その他の取締役会が定める指標について、譲渡制限期間の初年度における目標達成度合いに応じて、本割当株式の全部又は一部について、譲渡制限期間が満了した時点で譲渡制限を解除するものとします。ただし、取締役による株式保有を促進する観点から、付与する譲渡制限付株式の一定割合については、目標達成度合いにかかわらず、原則として譲渡制限期間が満了した時点において譲渡制限が解除されるものとします。2017年度につきましては、現在の中期経営計画にて重要指標として掲げているのれん等償却前 ROE 及び平準化 EPS の目標達成度合いに応じて、譲渡制限期間が満了した時点で譲渡制限が解除される株式数に変動する仕組みとしますが、取締役による株式保有を促進する観点から、付与する譲渡制限付株式の 33%については、目標達成度合いにかかわらず、原則として譲渡制限期間が満了した時点において譲渡制限が解除されるものとします。

なお、報酬構成に占める 2017 年度の業績連動報酬（「年次賞与」及び「譲渡制限付株式報酬（業績条件付）」）の割合は、原則として、業績目標達成時に概ね 50%程度となるように報酬額の設計を行っています。

- 決定手続

上記の役員報酬の方針に沿って公正かつ合理的な制度運用が担保されるよう、当社の役員報酬（当社の取締役非兼務の執行役員の報酬を含みます。）の決定に際しては、社外取締役が過半数を占める指名・報酬諮問委員会において審議し、取締役会へ答申しています。なお、審議にあたっては、外部調査機関の役員報酬調査データによる報酬水準、業績連動性等の客観的な比較検証を行い、答申内容に反映させています。

以 上